

単元指導計画

関心・意欲・態度	思考・判断	資料活用の技能・表現	知識・理解
現代社会における具体的な事件や事象を通して、日本国憲法の問題点や基本的人権についての様々な課題に気づき、それを身近で切実な問題としてとらえ、社会の一員として積極的に解決しようとする意欲をもつことができる。	現代社会における具体的な事件や事象について、問題の本質を追究し、日本国憲法や関連法上の規定と照らし合わせて、課題を見出し、その課題に対し多面的な考察を試み、自分の意見を形成することができる。	現代社会における具体的な事件や事象について、関連する事象や法律などの資料をインターネット等を通じて収集・分析し、有用な情報を取捨選択し、課題追究のために有効に活用するとともに、それらの資料を用いて自分の意見が表現できる。	日本国憲法成立の過程や基本理念、さらに基本的人権の概念や内容を具体的な事件・事象と関連づけて理解し、知識として身につけている。

8 時間 目	「法律によるメディア規制は必要である」をテーマとしてディベートを行う。	本 時 (指導案参照)
--------------	-------------------------------------	--------------------

7 時間 目	法律によるメディア規制の賛否について考察し、各グループでディベートのプランを練る。	「法律によるメディア規制は必要である」をテーマとしたディベートを想定し、肯定側と否定側に分け、これまでの学習をふまえながら、それぞれの意見形成を行いディベートのプランを練る。【関】【思】【資】【知】 必要な資料を図書館やインターネット等で収集する。【関】【思】【資】	行動観察 プランシート（発表原稿） 提出
--------------	---	--	----------------------------

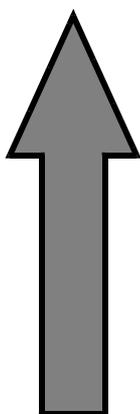
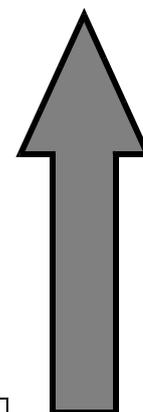
6 時間 目	「メディア規制法案」(2002年度国会不通過)について、理解を深める。	通称「メディア規制法」案について基本的な概念や問題点を、資料を通して考察し、把握する。【関】【思】【資】	行動観察
--------------	-------------------------------------	--	------

5 時間 目	新しい人権について具体的な事件・事象を通して、考察、理解する。	具体的な事件・事象を通じて、新しい人権が生まれてきた社会的背景を考察する。【思】【資】 新しい人権や国際的な人権擁護の流れを理解する。【知】 表現の自由、知る権利、プライバシーの権利の衝突について気づく。 【関】【思】	行動観察 意見発表
--------------	---------------------------------	--	------------------

4・3 時間 目	基本的人権の保障を様々な事件・事象を通して、考察、理解する。	「全国水平社宣言」や「朝日訴訟」などの資料を活用して、さまざまな人権侵害について考察し、基本的人権の概念や内容を理解する。 【思】【資】【知】	行動観察
----------------	--------------------------------	--	------

2 時間 目	日本国憲法成立の過程を理解する。 日本国憲法の三大原理を理解する。	明治憲法と日本国憲法を比較し、その違いを考察、理解する。【思】【知】 日本国憲法の成立の様子を理解する。【知】 三大原理を理解する。【知】	行動観察
--------------	--------------------------------------	---	------

1 時間 目	新聞記事を読み、自分の感想を書く。	中学校での学習を思い出しながら、「メディアスクラム」に関する新聞記事を読み、感想を書くことにより、各自が現代社会での課題の洗い出しを行う。【関】【思】【資】 ・基本的人権・プライバシーなど	意見発表 感想文提出
	主な学習内容	主な学習活動・評価の観点	評価の方法・指導



学 習 指 導 案

教科(科目)	現代社会	単元名	日本国憲法と基本的人権 (本時 8 / 8 時間)		
本時の主題	プライバシーと知る権利等の衝突について、多くの課題をふまえ自己の意見を形成する。				
本時の目標	(1)主張や意見を分かりやすく伝えることができる。【技能・表現】 (2)他者の意見を聞き、自分の考えのなかにそれを位置づけることができる。【知識・理解】【思考・判断】 (3)権利の衝突によるさまざまな問題は非常に複雑ではあるが、それを身近で切実な問題としてとらえ、民主社会の構成員としての自覚を深める。【関心・意欲・態度】				
	学習の内容・ねらい	学 習 活 動	指導上の留意点・観点別評価		
導 入	学習活動の目標や注意点を明らかにする。	1.ディベートのテーマを確認する。また、ディベートをとおして新たな見方や考え方ができるような活動を意識化する。	・ディベートのゲーム性にこだわり過ぎないように注意する。		
展 開	<p>前時の話し合いをもとに小グループの代表者が、それぞれの主張が相手に伝わるように発言し、プライバシーや人権、言論・表現の自由、知る権利に関する課題を提起させる。</p> <p>相手の反駁を整理し、自己の意見の矛盾や新たな視点を発見しながら、再度、テーマについてまとめさせる。</p> <p>自分たちの議論の問題点や不十分な点を見つけ、問題の本質や新たな考え方を発見させる。</p>	<p>2.それぞれの立場から論点を明らかにしながら立論を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">テーマ 「法律によるメディアの規制は必要である」</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 肯定側 プライバシーの保護 人権の擁護 メディアスクラムに対して有効 報道の自主規制では不十分 第三者の冷静な判断が必要 など </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 否定側 言論や表現の自由の侵害 知る権利の侵害 情報が制限され、憶測による報道によって人権侵害が起こる 犯罪等に対する責任追及ができない など </td> </tr> </table> </div> <p>3.相手の意見に対する反駁を行う。(第1反駁各3分)</p> <p>4.小グループを中心に意見を練り直す。(2分)</p> <p>5.相手の意見をふまえた上で、自分たちの意見の有効性や重要性を主張できるよう、再度反駁を行う。(第2反駁各3分)</p> <p>6.報道関係者の話を聴く。</p> <p>7.ディベートの判定を行う。</p>	肯定側 プライバシーの保護 人権の擁護 メディアスクラムに対して有効 報道の自主規制では不十分 第三者の冷静な判断が必要 など	否定側 言論や表現の自由の侵害 知る権利の侵害 情報が制限され、憶測による報道によって人権侵害が起こる 犯罪等に対する責任追及ができない など	<p>・事前に準備したプランシートをもとに、どのように話すべきか工夫させる。</p> <p>・効果的な反駁をするために、相手の意見をメモさせる。</p> <p>主張や意見をわかりやすく伝える。 【技】</p> <p><評価方法> 行動観察・発表 相手の意見をしっかりと聴き、自分の考えをまとめる。 【知】・【思】</p> <p><評価方法> 行動観察(含反駁)</p> <p>相手の主張をふまえた上で、有効な反駁を行う。 【思】</p> <p><評価方法> 挙手、発表、(相互評価) 相手の発言に対して理解を深め、自己の意見を形成する。 【思】</p> <p><評価方法> 行動観察、挙手、発表 報道関係者の意見を聞き、考えを深める。 【関】</p> <p><評価方法> 行動観察、(自己評価)</p>
肯定側 プライバシーの保護 人権の擁護 メディアスクラムに対して有効 報道の自主規制では不十分 第三者の冷静な判断が必要 など	否定側 言論や表現の自由の侵害 知る権利の侵害 情報が制限され、憶測による報道によって人権侵害が起こる 犯罪等に対する責任追及ができない など				
ま と め	自己の意見の变容を見つめさせることで、より一層、現代社会の諸問題に関心を抱かせる。	8.学習過程を振り返り、テーマに対する自分自身の考えを書く。	<p>知識理解に留まることなく、現代社会の一員としての自覚を促し、個々の活動の始めと終わりでの考え方の変化を確認する。 【関】</p> <p><評価方法> 指名発表、プリント提出</p>		

ディベート「法律によるメディアの規制は必要である」授業記録

司会

これよりディベートを始めます。
テーマは「法律によるメディアの規制は必要である」です。
それでは、肯定側から立論をおこなってください。

肯定側 M Y

「法律によるメディアの規制は必要である。」に対するメリットを1つあげます。なぜこのように考えるかという、個人のプライバシーや人権、生活が守られるからです。また、報道による取材の行き過ぎを防ぐことができるためです。

今の日本の報道の実態は、報道される側の人権やプライバシー、生活に対する考慮が欠けている場合が少なくありません。その例として挙げられるのが、FA 宣言した時の松井選手の取材のあり方です。深夜にもかかわらず、球界の著名人宅に報道陣が押し寄せる。松井選手の FA 宣言に関して、寝静まった真夜中にインタビューするなどは行き過ぎた行為だと思います。規制を行えば、このような行き過ぎた報道行為から人権や生活が守られると考えるので、法律によるメディア規制は必要であると思います。

肯定側 U Y

「法律によるメディアの規制は必要である。」に対するメリットを1つあげます。なぜこのように考えるかという、午前2時頃までの取材の電話や断りもなく家に上がり込んで写真を撮る行為は常識で考えたらおかしいと思います。ストレスなどで身体や精神的な異常があらわれた時は、責任をとるべきだと思います。

次になぜ、このメリットが重要かを話します。規制があることで過剰取材を抑えることができます。記者は事件当事者の生の声を知る努力と被害者の気持ちをくみとる努力をして、悲しみを一緒に背負うことが大事だと思います。信頼できる記者に対しては、被害者側も思いを伝えたいという気持ちを持っていると思います。

このような理由で法律によるメディアの規制は必要であると思います。

否定側 S Y

まず、人権擁護法案についてですが、過剰な取材といわれる行為も見方を変えれば、熱心な取材活動とも言えると思います。国民は知る権利をもっていて、マスコミはそれに応えて、国民により多くの情報を伝えようとしているのではないのでしょうか。確かに、マスコミは私たちから見ても少しやりすぎと思うような部分もあるけど、この法案が通れば、今ほど情報を得ることができなくなると思います。どこまでが良くどこまでが良くないと判断するのは人権委員会が中心となって行うので、民主主義や国民主権が崩れてしまいます。多くの国民がそれはいいだろうと思うことでも、事務局が中止の勧告を出すと、取材や報道活動ができなくなってしまいます。

また、青少年生活社会対策法について、これは青少年にとってなにが有害かを、総理大臣や主務大臣が判断して、マスメディアをふくむ事業者に対して、指導勧告などを行い、放送番組、ビデオ、映画、新聞、雑誌、本、ゲーム、インターネット、広告等様々なものが対象になります。性や暴力などが主な対象になるけど、それらの価値観は人それぞれ違うもので、表現の自由を行政の監視下に置き、国民一人ひとりの文化的な価値観に国家が踏み込んではいけないと思います。例えば少年漫画とかにはよく暴力などのシーンが出てきますが、国会の方が良くないと決めたら、私たちは見れなくなってしまうものがたくさんあると思います。現在の放送界では、第三者機関である、放送と青少年に関する委員会というのがあって、それを通して、番組に対する市町村の苦情の受付と番組の品質の向上に努めています。だから、表現の自由に関する取り組みはこのような取り組みで対処していけば、いいと思います。

否定側 W T

現在、表現の自由や知る権利がそこなわれようとしています。個人情報保護法案、人権擁護法案、青少年有害社会環境対策法案が国会で審議されています。個人情報の保護、人権用語制度の改善、青少年育成環境の整備といった3法案の本来のねらいは社会的に非常に重要なものであると言えます。

でも、問題は3法案ともに、こうしたねらいと関連するかたちで、テレビ等のメディア活動を法律で規制し、メディア自身の自主規制等の取り組みを侵害する内容になっていることです。もし、

この法案が成立した場合は、憲法第 21 条が保証する言論、表現の自由が形骸化し、報道活動が制約され、国民の知る権利が損なわれる可能性が大きくなります。メディアの活動をこうした法律によって規制することは、放送は民主主義の精神にのっとり国民の知る権利に応じて言論・表現の自由を守るといふ、放送論理機構が示すテレビ等のメディアの活動、社会的役割に国が介入する危険なものになると考えます。だから、言論・表現の自由、国民の権利を守るために、メディア規制法案に反対です。

次になぜこのデメリットが深刻な問題か話します。つい先日おこった熊本女子高生行方不明事件で行方不明になった女子高生をさがすために、多くのチラシを配りました。それでも見つからない為に、メディアを使った公開捜査を行い、名前、顔写真を公開し、全国に協力をお願いしました。ではこれを例とすると、プライバシーを守るといふ理由で、名前、顔写真の公開をしなかったら、視聴者からの情報がまったくなくなり、解決は時間がかかり、難しくなると思います。このような理由で法律によるメディアの規制は必要であることに對して反対します。

否定側 H M

法律によるメディアの規制が必要ないことは、規制することによって、表現の自由がなくなってしまい、記者たちが本当のことが書けなくなってしまいます。プライバシーということもあるけど、国民には知る権利があるし、報道陣にも自分の仕事ということやっていいかなくてはならないので、このことを考えると規制は必要でないと思います。

司会

それではこれより第 1 反駁を始めます。時間は 3 分です。肯定側から否定側に対する反駁を自由におこなってください。

(40 秒ほど、ざわつき、意見がでない。)

肯定側 H K

先ほど、そちらの意見で「人権委員会」といいましたが、それは過剰取材から人権を守るために設置を検討された委員会であり、また、過剰表現に対するその否定は全くこちら側としては考えていません。メディアの仕事に対する意欲や国民の知る権利に奉仕するテレビの報道の原点を確認しながらという点で、次の意見の提示を掲げています。

いやがる取材者の対象の集団を必要に追い回し、強引な取材をさけるなどの意見がこちらにはあるので、決してすべてを否定するわけではなく、部分的に人がいやがるような行動をさせていく理由で私はこの法律による保護を求めていきます。

肯定側 M Y

先ほど W T 君が言った、行方不明者を探すということでメディアを利用することはいいことだと思うけど、被害者の家に勝手に入ってきたり、深夜まで電話をかけたり、その人たちと名前が同じということで、全然関係のない人に間違い電話がかかってきたというのもすごく迷惑だと思います。

司会

次に否定側から肯定側への反駁を行ってください。

否定側 S Y

H K 君の意見に対してですけど、「人権委員会」というのは、ちゃんと考えるといっているかもしれないけれど、実際、委員会の人はいくつかの極わずかで、国民の考えは無視されてその人たちだけで判断がくだされるわけだから、そういう面では国民主権がなくなり、民主主義じゃないと思います。

否定側 M H

S Y さんに付け足して、「人権委員会」が設置されることはいいことなんだけど、設置される場所というのが、これはこの間の新聞なんだけど、法務省の外局に設置されるために、独立性が阻害されて、刑務所や入管など身内で起きた事件で起きた人権侵害の対処が甘くなると書かれています。このようでは身内で起きた事件の消しとか、... うーん、明治憲法の枢密院のように極一部の少数人数によって、国民主権が損なわれるのではないかと思います。

否定側 H M

勝手に敷地に入ってくる取材には不法侵入ということで裁けるし、報道する側は報道するための

材料を集めて報道しているわけだから、本人が事実でないといえ、その本人は事実をその報道された方と結びつけて話す義務があり、知る権利も侵害できないので、その事実を知るには、(情報を)規制しては知るべき事も知ることができないのではないかと思います。

司会

それでは、ただいまから約2分の作戦タイムをとります。第2反駁に向けてグループで相談をしてください。

司会

時間になりました。肯定側から第2反駁を行ってください。

肯定側 M Y

僕が問題だと思うのは、報道する自由は憲法でちゃんと決められていて、それをしてもいいと憲法で決められているのに対して、プライバシーを守りたいという意見は、憲法にもないし、法律でもあまりちゃんとしたものが定められていないから、どちらが悪いとかは法廷で(意見を)戦わせるべきでも、向こうには憲法があるけど、こっちにはちゃんとした(明文化された法的根拠がない)法律がないという風な状況なのでちゃんとまともの戦うことができないことが問題なので、法律はつくるべきだと思います。

肯定側 U Y

さっき、報道されたことが間違いなら、それが間違っていることを証明できる権利があると言ったけど、例えば、数年前の地下鉄サリン事件の時に、オウム真理教に容疑がかかる前に、普通の人が容疑者として疑われたことがあって、オウム真理教が真の容疑者と分かる間に、報道されてしまったがために、周りから白い目で見られたり嫌がらせをされたりして、奥さんが(?)ノイローゼになったという話があって、本当はその人は犯人じゃないのに、間違った報道で本当のことが分かるまでの間に、すごい精神的なダメージとかをうけてしまうので、やっぱり勝手に事実が分からないことを報道するのは良くない事だから、それは必要だと思います。

肯定側 H S

H Mさんが、自宅に勝手に入り込んでそういう風に報道する人も、法廷で裁けると言ったけれど、そういうことをされると、(報道)された人は精神的ダメージが大きいわけで、それをなくすためにも規制がある方がいいと思いました。

肯定側 H K

先ほどそちらの意見の中に、「人権委員会」があまり民主的ではないという意見がありましたが、民主的ではないということなら、やはり保護する法律とかが必要であると思います。マスコミの力はすごい強くて結局、泣き寝入りになってしまうことが多いので、それを守る法律とかが必要ではないかと思っています。

司会

次に否定側から第2反駁を行ってください。

否定側 M H

今、H K君が報道の世の中に与える力はすごいと言ってくれたけど、この間の拉致問題もそうだけど、報道が規制されると、政府が(都合の)いい情報ばかりを流してしまって、政府の不都合な情報はもみ消されてしまい、国民が知るべき情報を得ることができなくなってしまうし、そうすると政府が中心となって世の中を動かすことになるので、国民主権が行われなくなってしまう、憲法に反するのでいけないと思います。具体的な例として、今の北朝鮮のような状態がそうだと考えます。今の北朝鮮の情報は(政府に都合の)いいことばかりで、国民は拉致問題については一切知らなかったのが現状です。また、戦前の日本をとっても君主制の強かった日本でも同じ事が言えると思います。君主制が強かったため、天皇が絶対という考えが国民のなかにあり、日本は(戦争に)勝ってばかりいるという報道ばかりして、日本は実は負けそうだということを報道できなかったように、そのようなことになってしまうと、国民は知るべき情報が分からないので、(規制は)必要ないんじゃないかなと思います。

否定側 S Y

報道の力はすごいと言ってくれたんだけど、確かにいい意味でも悪い意味でも力はあるんだと思

うけど、この前ニュースを見たときに、拉致被害者である蓮池さんがコメントをしていて、「私たちだけの力ではどうしようもできないけど、メディアが助けてくれるから、私たちは闘うことができます」という風に言っていて、メディアがいっぱい調べて、国民に情報を流してくれているから、さっきWT君もいったようにメディアを使って事件の解決をしようとしている力は非常に大きいので、プライバシーの保護だけを主張して、もし規制ができてしまったら、メディアのいい面での使い方もできなくなってしまうと思います。

司会

これでディベートを終了します。

記者 A

今、ディベートを見ていて、SYさんだったかな、非常に的を射ていてマスコミ関係者としては心強かったです。一方、第2反駁での彼(MY君)、報道の自由に対するプライバシー保護の法律はないと言ったけど、すごく納得のいく、説得力のある内容でした。それから、河野さんと言うんですけど、松本サリン事件のね、河野さんの被害というのはね、いい例えですね。問題なんですよ。それから、報道の力について発言していた彼(HK君)よかったですね。

私の意見をいうと、知る権利とは何に対しての権利なのかということ、私はこう思います、皆さん税金を払っていますよね。ということはどういうことなのかということ、社会に対して責任があるということなんです。一人ひとりの行動が影響を与える点において、私は社会に対して責任があるということです。じゃそれってどういうことなのかということ、社会に対して責任がある私は、社会がどういう風になりたっているかということを知る権利があると私は思います。政治がどうなっている、経済がどうなっている、スポーツがどうなっている、例えば消費税が何パーセントとか。

知る権利というのははっきりいって誰もくれないんですよ。闘って、勝ち取ってということ何か変なんだけど。情報規制法案の一番恐ろしいところは、政府が気に入らないことを報道した人が罰せられることなんですよ。私にとっては。でも、その一方で、プライバシーを守る法律がない、というのも、その通りなんですよ。今、マスコミの世界でも非常に大きな問題になっています。いろいろな組織があるんだけど、節度あるやり方でやりましょうよ、というグループ、会をつくってやっています。マスコミとしてもそういう努力をしているのであるということを理解してください。

ということで、私はこのメディア規制法に対して反対です。でも一方でプライバシーを守る法律も必要ですよ。

記者 B

ディベート聞かせていただいて、すごいなぁと思いました。皆さんの勉強する姿勢とかが伝わってきましたし、中には時間をかけて、ホームページとか本を調べた人もいるだろうし、図書館へ行って、いま机の上にはない教材を調べた人もいるだろうし、新聞の切り抜きを持っている人もいるし、たくさん勉強をしているなぁと思って、私もこの場で勉強させられたなぁと思いました。発言の中にも抽象的な言葉がでてくるばかりでなく、具体例もあってすばらしいなぁと思いました。

私の個人的な考えは...、情報をすべて知って突き詰めて行くと、真相とか真実とかに行き当たると思えます。皆さんがマスコミに期待しているのは、真相、真実がどうなっているかを知るためにテレビをご覧になったり、ラジオをお聞きになったりすると思うんですね。

この情報がいつ起こったのか、どこで、だれが関係しているとか、お金が絡んでいたとか、犠牲者がでたとか、段階をへていくもんですよ。それを総合したところに真実があると思うんです。だけど、法律で情報をここまでというように線を引かれてしまうと、真実、真相が掴めなくなると思うので、法律で線を引くのはいけないと思うんですね。

でも人のプライバシーとかを無視していいかということ、そうではないですよ。そこでどうするかということ、マスコミの手によったり、視聴者からの意見によって、薄いベールをかけてあげる、実名だけはふせるとか...。正しい中にも、プライバシーを守るということもできてくると思うんですね。規制は法律で決めるものでなくて、その都度、皆さんの世論をもとに、個人個人の意見によって決まってくるものだと思います。

教師

少し意見を紹介します。「僕は始めは規制は必要だと思っていた、ディベートの時の立場は否定派だった、だから、二つの意見を合わせたものがいいと思った。」

一枚の新聞記事から授業を始めましたが、かなり意見が変わった人もいるだろうし、やっぱり学習を進めていって自分の最初の考えを強く思ったという人もいるだろうし、自分自身で考えを深めていくことが大切ですね。